



Q
新たに事業を
始めようと思い

A
労働保険とは
労災保険と雇用
保険との総称です。



参加した創業者セミナーで、「労働保険」の説明がありました。事業主は必ず労働保険に入らなくてはならないのでしょうか。

「労働保険」は国が運営する強制保険

労働保険は主に使用 保護し、併せて社会復する労働者の保護を目的としています。事業主が1人で事業を行っている間は必要ありませんが、労働者を1人も雇用した場合は、労働保険の成立手続きと労働保険料を納付することが必要となります。

このほか、事業主に協会けんぽなどの保険が私傷病を対象に給付するのに対し、業務や通勤が原因の傷病は労災保険が受け持ち、医療機関の診療費、休業補償、障害などに伴う年金などを給付し、被災者や遺族の生活を

また、雇用保険は離職者には失業給付などを支給、在職者には育児休業給付や高齢雇用の継続給付などの支給により生活を下支えします。

このほか、事業主に雇用安定と労働者の能力開発や向上を図るための各種助成制度もあります。詳しくは鳥取労働局労働保険徴収室、労働基準監督署、ハローワークに尋ねてください。

鳥取労働局総務部労働保険徴収室 電話 0857-29-1702